

住宅ローン申込者専用借換ローン

(2019年10月1日現在)

1. 貸出期間	・ 1～25年
2. 貸出金額	(1) 最低貸出金額及び単位 1万円以上 1万円単位 (2) 貸出限度額 500万円
3. 金利変動の有無	・ 変動金利 (1) 借入利率は、毎年4月1日および10月1日（以下、「見直し基準日」といいます。）に見直すものとします。 (2) 見直し後の借入利率は、見直し前の借入利率に今回見直し基準日現在の基準利率と前回見直し基準日現在の基準利率との差を加減した利率とします。 ただし、最初の借入利率の見直しの場合には、見直し前の借入利率に見直し基準日現在の基準利率と借入時の基準利率との差を加減した利率とします。 (3) 見直された借入利率の適用開始日は、4月1日見直し基準日の場合は同年6月の約定返済日翌日、10月1日見直し基準日の場合は同年12月の約定返済日翌日からとします。
4. 借入期間中の異なる金利適用の有無	・ 該当なし
5. 借入資格	(1) 未成年者※、無能力者または住所不定でない方 (2) 最終返済時年齢が76歳未満の方 (3) 勤続年数が1年以上または安定継続した年収が150万円以上の方 (4) 保証協会の保証を受けられる方 ※親権者の同意がある方はお申込みいただけます。
6. 資金使途	・ 当金庫の不動産担保住宅ローンを新規に申込みされる方および労働組合等の間接構成員の方で当金庫の不動産担保住宅ローンを既に利用されている方を対象とし、本人（連帯債務予定者含む）の他行・信販・消費者金融からの借入を借換する資金 ・ 目的ローンおよびショッピングの借入金額を除く信販・消費者金融からの借入総額は300万円未満
7. 担保	・ 日本労信協または新潟労信協の保証
8. 返済の方式と頻度	・ 次の何れかの返済方式を選択していただきます (1) 元利均等毎月払い (2) 元利均等毎月払いとボーナス払い併用 (元利均等払いとは、融資金を毎月またはボーナス返済月の各返済日に一定の返済額〔元金＋利息〕で返済する方式です。)
9. 返済試算額の入手方法	・ 店頭でお申し出があれば試算いたします
10. 返済額変更の基準と頻度（金利変動とは異なる）	(1) 毎回の元利金返済額は、借入利率の変更の都度見直すものとし、それぞれ4月1日見直し基準日の場合は同年7月、10月1日見直し基準日の場合は翌年1月の約定返済日より新返済額に変更されるものとします。（以下、この見直し方法を「都度の返済額の見直し」といいます。） (2) 都度の返済額の見直しは、借入利率、残存元金、最終回返済日に基づき新返済額を算出するものとします。ただし、新返済額は見直し前の返済額を下回らないものとし、この場合は元利金返済額を変更することなく返済回数を繰り上げるものとします。
11. 保証料	不 要（ろうきん負担）
12. 返済条件変更の場合の手数料	・ 手数料無料
13. 金利情報の入手方法	・ 金利については窓口でお問い合わせください。
14. ろうきんへの相談・苦情・お問合わせ	・ ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問合せは下記のフリーダイヤルをご利用ください。 電話番号 0120-191-880 受付時間 午前9時～午後5時 ※月～金の祝日（振替休日含む）、5月3日～5日、12月31日～1月3日、および1月4日、5日が土・日曜日の場合はフリーダイヤルの受付を行いません。 なお、苦情対応の手続については、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス http://www.niigata-rokin.or.jp
15. 第三者機関に問題解決を相談したい場合	・ 弁護士会の「仲裁センター」にご相談いただくためのご紹介もいたします。 なお、お客様が直接「仲裁センター」へ申し出ることも可能です。 （【仲裁センター】は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。） 【窓口：全国労働金庫協会 ろうきん相談所】0120-177-288 受付時間 平日 午前9時～午後5時 【仲裁センター】東京弁護士会紛争解決センター：03-3581-0031、第一東京弁護士会仲裁センター：03-3595-8588、第二東京弁護士会仲裁センター：03-3581-2249 ※ 仲裁センターご利用にあたっての詳細についても、上記のフリーダイヤルにお問合せいただくか、当金庫のホームページをご覧ください。 ホームページアドレス http://www.niigata-rokin.or.jp